



(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月28日

埼玉県知事  
大野 元裕 殿

提出者

住 所 埼玉県久喜市菖蒲町昭和沼1番地

氏 名 日本鑄鉄管株式会社 久喜工場

工場長 渡邊 恭二

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

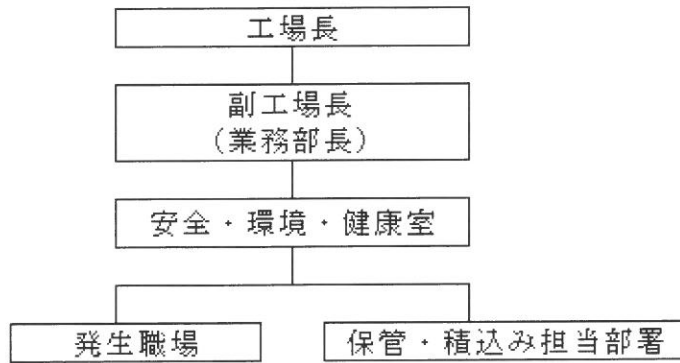
電話番号 0480-85-1101

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日本鑄鉄管株式会社 久喜工場
事業場の所在地	埼玉県久喜市菖蒲町昭和沼一番地
計画期間	令和 5年 4月 1日 ~ 令和 6年 3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	鉄鋼業
②事業の規模	11,329 百万円
③従業員数	228 名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別図参照

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	<b>【前年度（令和 4 年度）実績】</b>		
	産業廃棄物の種類	別紙 1 参照	
	排出量	別紙 1 参照	t
	(これまでに実施した取組) ①一部の鉋さいにおいて、廃棄物から園芸、土壌改良材の原料としての有償物化 ②一部購入業者と協議の上、購入材料の納入形態（専用通い容器化）の変更を行い、梱包に係る廃棄物の削減を行った。 ③一部外面耐食塗装工程（溶射）に伴い発生する金属粉及び材料屑について、有価物としての販売を開始した。 ④廃プラの一部別で少量だが有価として販売化した。		
②計画	<b>【目標】</b>		
	産業廃棄物の種類	別紙 1 参照	
	排出量	別紙 1 参照	t
	(今後実施する予定の取組) ・今年度は、一部設備の変更・移設等工事の影響で廃棄物の発生が減少する見込み。 ・廃プラ等の分別を進め少量ずつでも有価物として販売したい。  情報収集に努め、廃棄物の有償物化を目指す。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 鉋さい関係は発生場所と分別集積所とが判る工場図を作成し、掲示することで、運搬作業者のエラーを防止。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラ類の燃料系と不燃料系の分別 (リサイクル化の推進)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙 1 参照	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	別紙 1 参照	t
	（これまでに実施した取組） ①社内自販機での飲料容器の缶はスチール缶に限定し、飲料後の空き缶と購入材料容器一斗缶を、鉄原料として、社内で再利用している。 ②粉体塗料の際発生する集じんした粉体塗料の一部を再使用化した。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙 1 参照	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	別紙 1 参照	t
	（今後実施する予定の取組）  職場間での共通する材料について、余剰となった材料情報の共有化を行うなど、余剰材料廃棄物の削減化を検討する。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙 1 参照	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙 1 参照	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組）		

## (第4面)

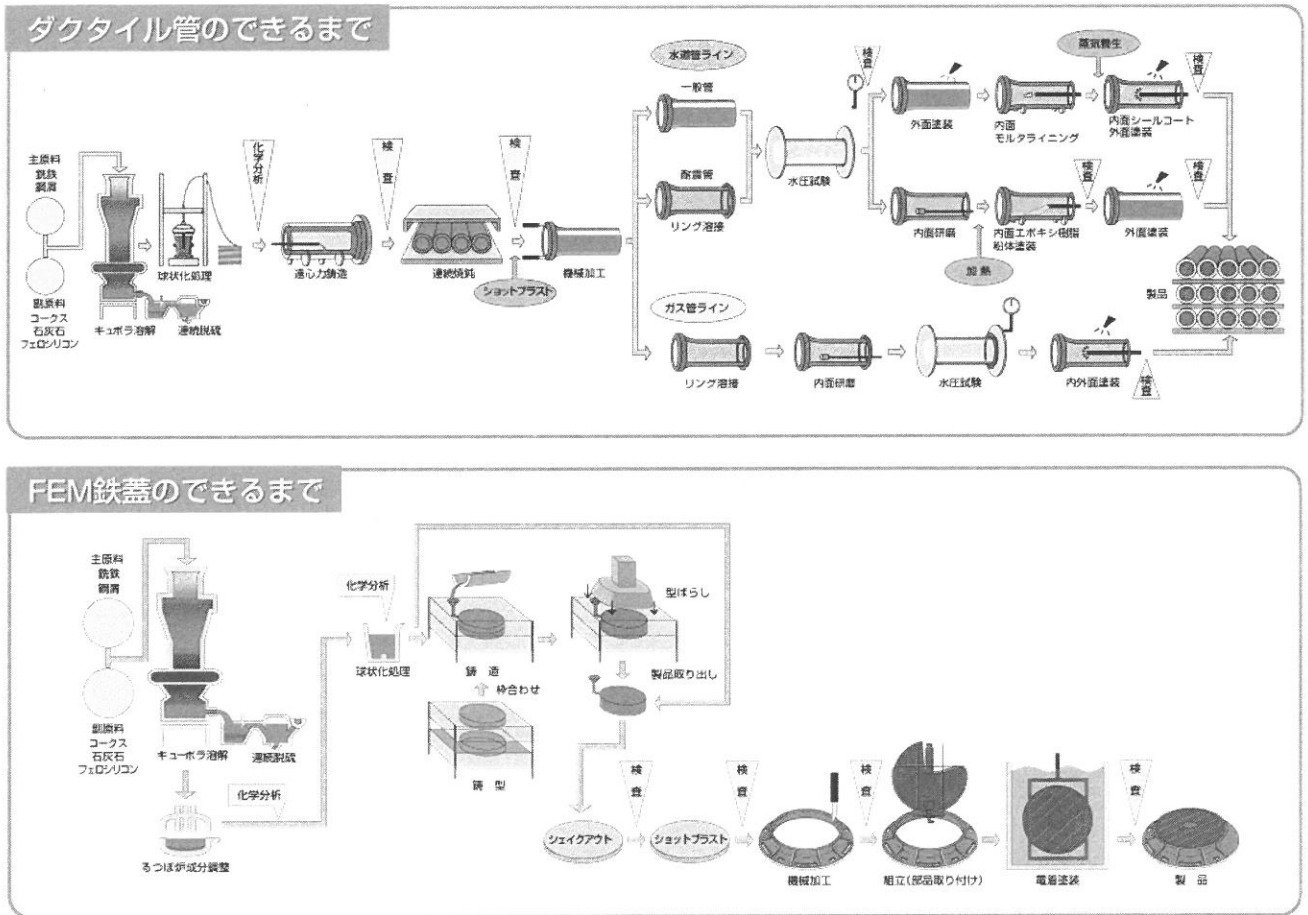
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1参照	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙1参照	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1参照	
	全処理委託量	別紙1参照	t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙1参照	t
	再生利用業者への処理委託量	別紙1参照	t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙1参照	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙1参照	t
	(これまでに実施した取組)		
①処理委託業者の定修等で自社の廃棄物処理が滞らないよう、同じ廃棄物の最低2社委託契約化を図っている。			
②委託先の現地確認は、コロナの影響で4事業所しか実施できなかった。			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙1参照	
	全処理委託量	別紙1参照	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	別紙1参照	t
	再生利用業者への 処理委託量	別紙1参照	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	別紙1参照	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	別紙1参照	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>委託処理実績を基に、多量委託業者の事業場視察、その他の方法により、委託した産業廃棄物が適正に処理をされていることの確認に努める。</p>		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

図 1 製造フローシート (ダクタイル鑄鉄製品)



【主原料】  
 ・銑鉄  
 ・鋼屑  
 ・故銑

【副原料】  
 ・コークス  
 ・石灰石  
 ・フェロシリコン

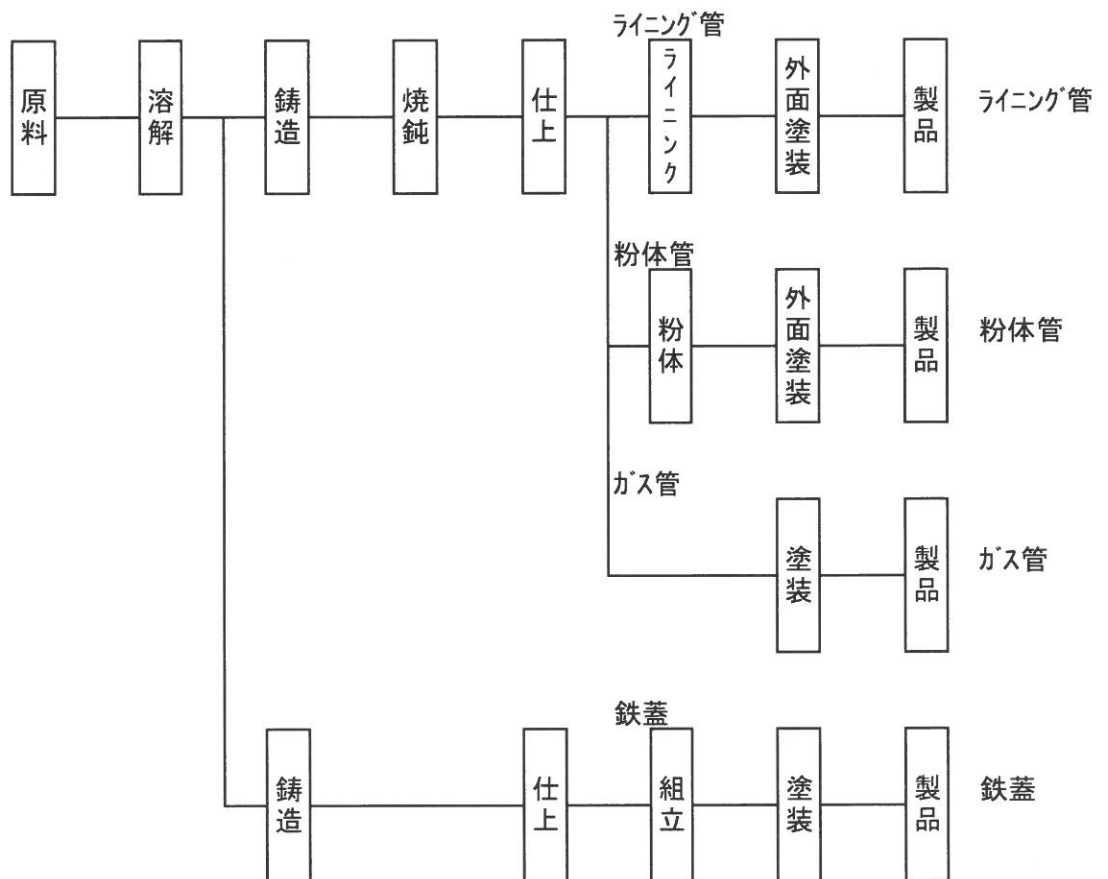


図 2 製造フローシート (レジンコンクリート製品)

レジンコンクリート製品

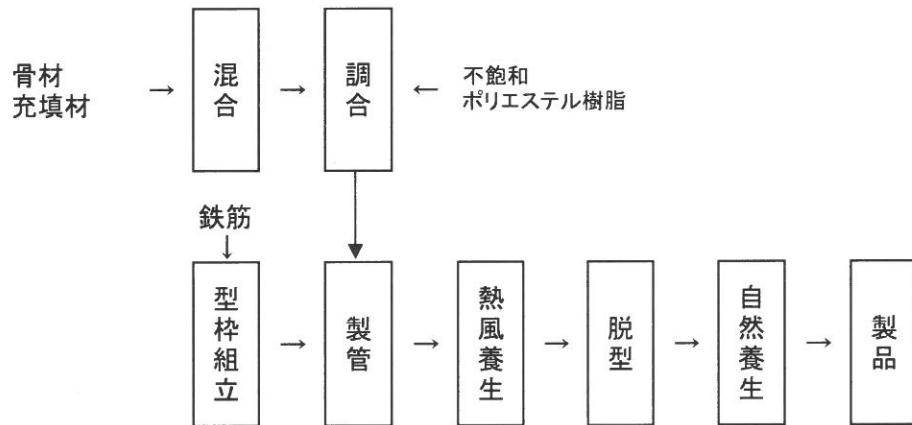
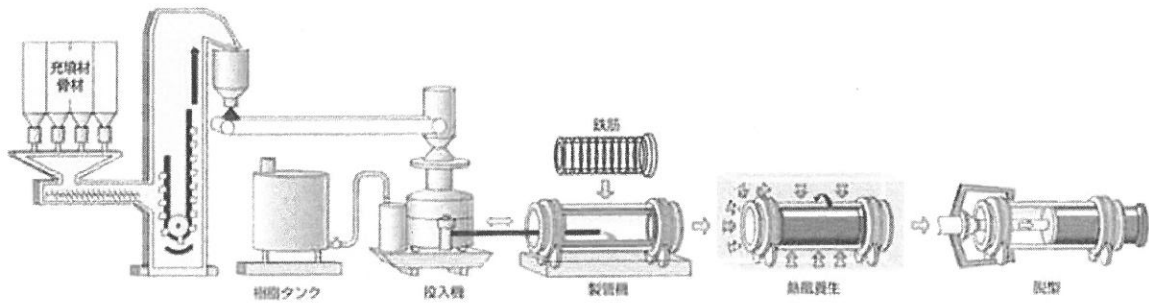




図3 産業廃棄物の一連の処理工程

